

(3)住宅改修代理受領制度 について

長寿介護課 給付係



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。6

代理受領ができる対象者を拡大

平成31年4月1日から

代理受領の対象者を、すべての要介護・要支援被保険者に拡大することで、被保険者の一時的な支払の負担を軽減します。

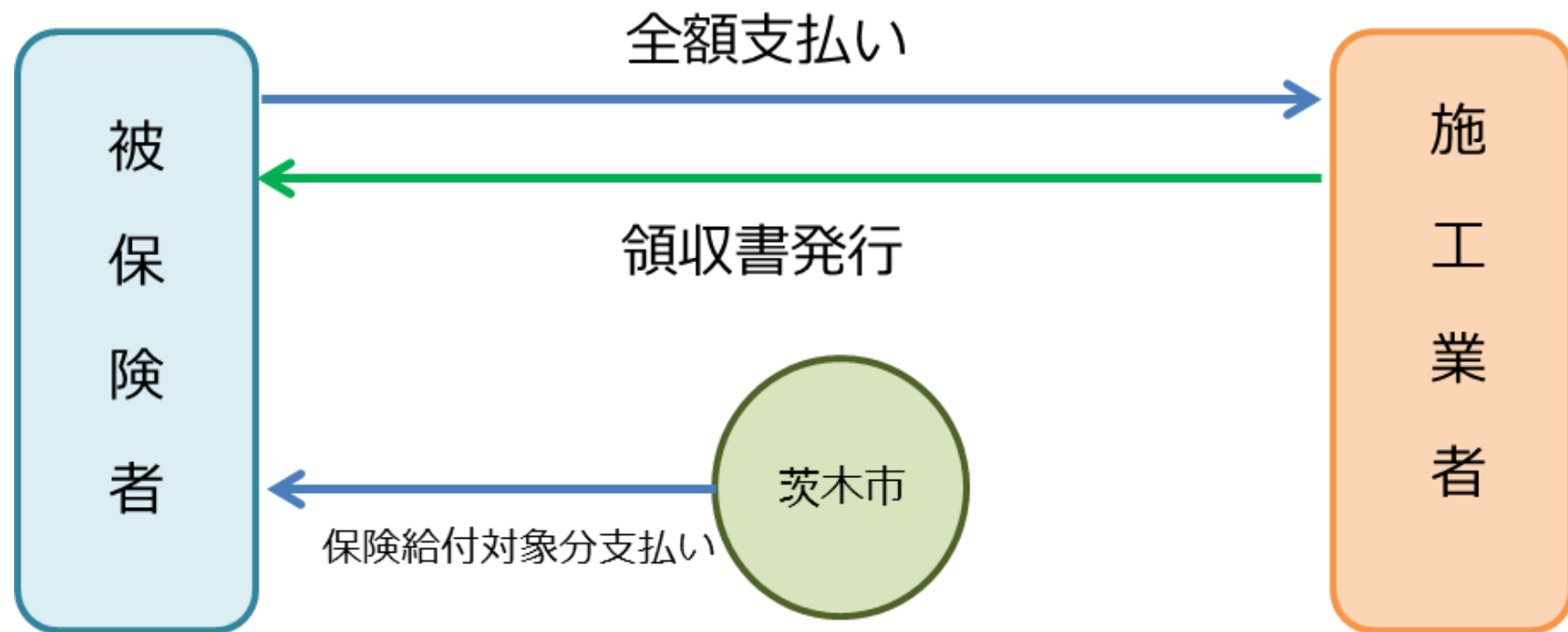
※介護保険被保険者証に支払方法変更(給付制限)の記載がされている者を除く



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。7

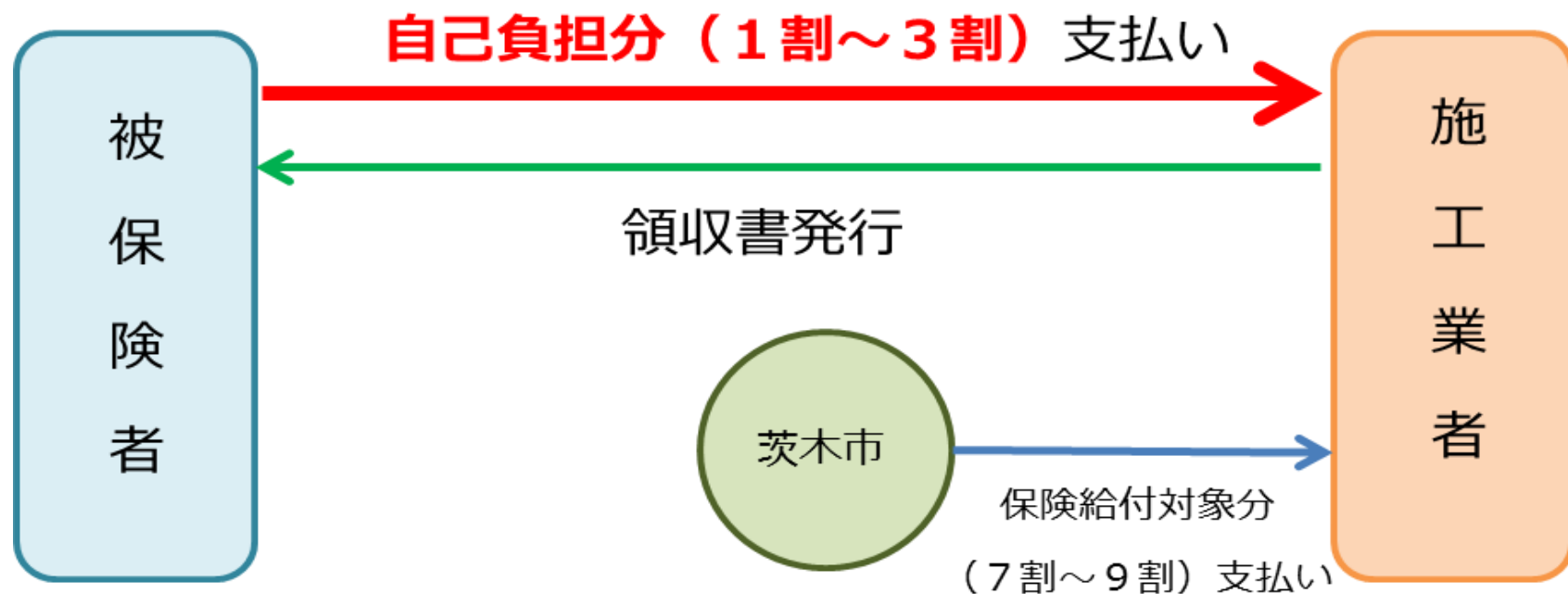
償還払い



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある 8

代理受領委任払い



申請方法

- ・介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書(様式第1号)
 - ・理由書(原則ケアマネジャーが作成)
 - ・内訳書、完成前及び完成後の写真、図面等
 - ・茨木市介護保険住宅改修費代理受領承認申請書兼同意書(様式第2号)
 - ・住宅改修に係る自己負担額の領収書の写し
 - ・その他市長が必要と認める書類
- ※申請方法に大きな変更はありません



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある10

申請書等

新様式は茨木市のホームページからダウンロードするか
長寿介護課の窓口で直接お渡しできます。

(平成31年4月1日以降)

※茨木市のホームページには理由書の記載例も掲載
しているので、今後の参考までに一度ご確認ください。



次なる
茨木へ。

参考

居宅サービス計画等を作成する介護支援専門員及び地域包括支援センターの担当職員は、**複数の住宅改修の事業者から見積もりを取るよう、利用者に対して説明することとする。**

「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について」の一部改正について
＜介護保険最新情報Vol. 664＞平成30年7月13日

利用者の負担を軽減するため、できるだけ複数の施工業者から見積もりを取り、工事内容や金額の比較をしましょう



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある 12

※注意 事後申請時に「着工日」「完成日」「領収書額」等、完了内容を記入していただきます。

事前申請に必要なもの	… 理由書、内訳書、図面、施工(前)写真、支給申請書
事後申請に必要なもの	… 施工(後)写真、領収書

~~・記入内容の訂正には、本人の訂正印を押印してください~~

[平成31年4月改定版]

様式第2号

茨木市介護保険住宅改修費代理受領承認申請書兼同意書

(あて先)茨 木 市 長

介護保険住宅改修費の受領を、下記の事業者委任することについて承認を受けるため申請します。

年 月 日

申請者 住所
(被保険者)
氏名 印

(あて先)茨 木 市 長

上記の被保険者に係る介護保険住宅改修費の受領について、被保険者から委任を受け、受領することに同意します。併せて、下記の口座に振込依頼いたします。

年 月 日

代理受領受任者 住所
(住宅改修業者)

事業者名 印

代表者名

(電話番号:)

振込口座はこちらに
ご記入いただくため、
口座振替依頼書は
必要ありません。

☐	銀行・農協 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所	金融機関コード					
			店舗コード					
			口座番号					
口座種別・・・1 普通預金 2 当座預金 3 その他								
☐	ゆうちょ銀行	通帳記号			通帳番号			
口座名義人		フリガナ						